

(介護予防)訪問リハビリテーション重要事項説明書

(2023年3月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0827-57-8377 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 中本

※ご不明な点は何でもお気軽にご相談ください。

2 介護老人保健施設ゆうゆ 訪問リハビリテーションの概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	3452380011
事業所名	介護老人保健施設ゆうゆ 訪問リハビリテーション
所在地	広島県大竹市玖波5-2-2
通常サービス提供地域	大竹市(阿多田島を除く)、廿日市市 (旧大野町)、和木町

(2)事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	計
管理者		医師	1		1
従事者	理学療法士		2	1	3
	作業療法士		1		1
	言語聴覚士			0	0

(3)サービスの提供時間帯

営業日	通常時間帯	備考
月～金	8:30～17:30	

休業日:土曜、日曜、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)、盆(8月14日～8月16日)
ただし、訪問予定日が祝日、年末年始、盆になっている場合は、利用者との相談により訪問リハビリテーションを実施します。なお、休業日は利用状況及びその他の状況により変更することがあります。

3 サービス内容

- (1)日常生活動作のリハビリテーション
- (2)身体機能のリハビリテーション
- (3)自宅で出来るホームプログラムの作成
- (4)介護者の方への介助方法指導
- (5)福祉用具・住宅改修についてのアドバイス

4 利用料金

(1)利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として下記料金表のとおりです。

基本料金	
20分以上	307円
その他、加減算あり(別紙参照)	

※左表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を標準とします。

(2) 交通費

大竹市(阿多田島を除く)廿日市市(旧大野町)、和木町		無料
その他の地域	公共交通機関を利用の場合	実費
	車を利用の場合	実施地域を越えた地点から訪問先までの片道1キロメートルあたり20円

(3) その他

お客様のお住まいで、サービスを提供するために必要な水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

(4) 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払方法は、現金集金、銀行振込のいずれかからご契約の際にお選びください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話等でお申込ください。当事業所職員がお伺いいたします。

サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問リハビリテーション計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスのキャンセル

お客様の都合で当日のサービスをキャンセルする場合は予定訪問時間の2時間前までに、当事業所にご連絡ください。キャンセルの連絡が無く、訪問理学療法士または作業療法士がお伺いした場合は、交通費をいただきます。

(3) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了をご希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申し付けください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が医療機関等に1年以上の入院または介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援または非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了することができます。
- ・当事業所は、お客様がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。
- ・当事業所は、お客様またはご家族が、当施設、当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又ハラスメント行為、反社会的行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

6 当事業所の訪問リハビリテーションサービスの特徴など

(1) 運営の方針

訪問リハビリテーション事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図っていきます。

(2) サービスの利用のために

事項	有無	備考
訪問リハビリテーション職員の変更の可否	○	
従業員への研修の実施状況	○	
第三者評価の実施	×	自己評価の実施

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

サービスの提供を行っている時に事故が発生した場合には、主治医等に連絡をとり迅速かつ適切な措置を講じます。

医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時のご連絡先	氏名	
	連絡先	

8 事故発生時の対応

- ・当事業所は、事故防止に努めておりますが、万が一サービス提供時に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を速やかに講じます。
- ・当事業所は、利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関、主治医に対して速やかに連絡します。

9 サービス内容に関する苦情

・当事業所は、利用者からの苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

① 苦情対応窓口

担当:地域連携室

電話番号 0827-57-7451

(受付時間 月～金曜日 8:30～17:30)

② その他

当事業所以外に、市町に相談窓口で苦情を伝えることができます。

市町村	連絡先電話
大竹市	0827-59-2144
廿日市市	0829-30-9155
和木町	0827-52-2196
広島県国保連合会	082-554-0783

10 当事業所の概要

法人名	医療法人 社団 知仁会
代表者役職・氏名	理事長 石井 知行
法人所在地	広島県大竹市玖波5-2-1
定款の目的に定めた事業	1、メープルヒル病院の運営 2、介護老人保健施設ゆうゆの運営 3、ゆうゆ居宅介護支援事業所の運営 4、訪問リハビリテーションの運営 5、その他の事業

契約締結日 年 月 日

訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者

所在地	広島県大竹市玖波5-2-2
名称	医療法人社団知仁会 介護老人保健施設ゆうゆ 訪問リハビリテーション
(事業者番号	3452380011)

説明者氏名 ㊟

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所	
氏名	㊟

利用者が身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が代わって、その署名を代筆します。

代筆者

住所	
氏名	㊟

利用者の心身の状況等により判断能力に障害がみられるため、利用者に代わって家族又は成年後見人が署名します。

家族又は成年後見人

住所	
氏名	㊟
利用者との関係	